

令和8年6月1日(月)から
指定ごみ袋(燃えるごみ袋・燃やせないごみ袋)が入手困難な場合に限り、
「指定ごみ袋」以外でもごみが出せます。

臨時措置

○ごみの出し方

- ・市販の半透明又は透明な袋。
- ・サイズ(容量)は30~45ℓと同程度。
- ・町内名と氏名を必ず書いてください。
- ・ごみの収集日や出し方のルールに変更はありません。
- ・資源ごみ(缶類・びん類・ペットボトル)収集時でも使用して下さい。
- ・ごみ袋から飛びでたり、穴があいてはみ出ないようにして下さい。

○使用できないごみ袋

- ・スーパーやコンビニ等のレジ袋。
- ・中身の見えないビニール袋。
- ・黒や青など透明以外の袋。
- ・肥料袋。
- ・他自治体指定のごみ袋。
- ・「燃やせないごみ袋」で燃えるごみ、「燃えるゴミ袋」で燃やせないごみのごみ出しは不可とします。

○期間について

- ・令和8年6月1日(月)から安定供給が確保されるまで。
- ・指定ごみ袋が入手困難な場合の臨時措置です。
- ・趣旨をご理解のうえ、適正なごみ出しにご協力ください。

使用例

